

一般社団法人いわき石川青年会議所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人いわき石川青年会議所（以下「本会議所」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を福島県石川郡石川町に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発を努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党及び宗教のために利用しない。

3 本会議所は、剰余金の分配を行わない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 青少年の健全育成に資する事業

(2) 自然環境の保護及び整備を目的とする事業

(3) 地域社会の産業、経済、福祉、文化及び行政に関する研究並びにその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業

(4) 指導力啓発の知識及び教養の修得及び向上並びに能力の開発に資する事業

(5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所及びその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を推進する事業

(6) その他本会議所の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は以下の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

(2) 特別会員

(3) 名誉会員

(4) 賛助会員

(正会員)

第8条 福島県石川郡に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者を正会員とする。ただし、年度中に40歳に達した場合、その年度内は正会員の資格を有する。

2 40歳に達した当該年度に本会議所の理事又は監事であった者は、前項の規定にかかわらず選任の事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで正会員とする。

(特別会員)

第9条 40歳に達した年度の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

(名誉会員)

第10条 本会議所に功労のある者で、理事会の議決を経て推薦された者を名誉会員とする。

(賛助会員)

第11条 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認された者を賛助会員とする。

(入会)

第12条 本会議所の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることができない。

3 この他入会に関する事項は、別に定める規程による。

(会員の権利)

第13条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第14条 本会議所の会員は、定款及びその他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。

3 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。ただし、正会員が制限年齢まで達した翌年度まで理事及び監事としての職務を担っている場合には、この限りではない。

(休会)

第15条 やむを得ぬ理由により長期間会議等に出席できない正会員は、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第16条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 死亡若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(4) 破産法の規程による破産の手続き、又は民事再生法の規程による再生手続き、若しくは会社法の規程による特別清算の開始の申し立てがあったとき。

(5) 成年被後見人になったとき

(6) 2年以上会費を納入しなかったとき

(7) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第17条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して理事長に退会届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(除名)

第18条 本会議所の会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。

(2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。

(3) その他会員として適正でないと認められるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員又は賛助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。
- 4 除名が議決されたときは、その会員に通知するものとする。

(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第19条 会員が第16条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

- 第20条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会の種類)

- 第21条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

- 第22条 通常総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び事業報告の付属明細書の承認
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその付属明細書(以下、計算書類等。)並びに財産目録の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 理事長候補者及び専務理事候補者の選任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 役員報酬の額
- (8) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規程
 - ② 役員選任規程
 - ③ 運営規程
 - ④ 情報開示規程
 - ⑤ 庶務規程
- (9) 会員の除名
- (10) 本会議所の解散、精算人の選任及び残余財産の処分方法
- (11) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲り受け
- (12) 前各号に定めるほか、法令の規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1月及び9月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき

(2) 議決権の5分の1を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第24条

総会は理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2

前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合には、次に掲げる事項の決定は理事会の議決によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に定めるもののほか法令で定める事項

3

理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、請求のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4

総会を招集する場合には、正会員に対し会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに通知をしなければならない。

5

理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法による通知を発することができる。

(議長)

第25条

総会の議長は、理事長又は正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第23条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合には、出席正会員の中からこれを選任する。

(定足数)

第26条

総会は、正会員の3分の2以上の出席により成立する。

(議決)

第27条

総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き出席した正会員の有する議決権の過半数の同意でこれを決する。

(書面による議決権の行使)

第28条

総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2

前項の場合において、第26条及び第27条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決権)

第29条

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議事項の通知)

第30条

理事長は、総会終了後遅滞なく、その決議事項を会員に通知しなければならない。

(議事録)

第31条

総会の議事録については、出席した正会員のうちから、議長が指名した作成者により議事録を作成しなければならない。

2

総会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第32条

本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(代表理事・業務執行理事)

第33条 前条第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 2 理事会は、理事長及び専務理事以外の理事のうちから、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。

(選任等)

第34条 理事は、本会議所の正会員であることを要し、総会においてこれを選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任及び解職する。この場合において、総会の決議により理事長候補者及び専務理事候補者を選任し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

- 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係があるものの合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、本会議所の理事又は使用人を兼任することはできない。

- 5 役員の選任に関して必要な事項は、別に定める。

(役員の報酬)

第35条 本会議所の役員は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(理事の職務・権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会議所を代表し業務を統括する。

- 3 専務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

- 4 理事長、専務理事及び第33条第2項に規定する業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第37条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事長及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第38条 監事は、理事が不正の行為をし若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務)

第39条 監事は、理事会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。

- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第40条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第41条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第42条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第43条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長)

第44条 本会議所に、直前理事長を1名を置く。

2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

3 直前理事長は、理事会その他の会議に出席し意見を述べることができる。

4 40歳に達した事業年度中に理事長の職にあり、続いて直前理事長に就任した者は就任した年度の終了まで正会員の資格を有する。

5 直前理事長の辞任及び選任は、第43条の規定を準用する。

(責任の免除)

第45条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任において、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理 事 会

(構成)

第46条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第47条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長及び専務理事の選任及び解職
- (2) 総会の日時、場所及び目的である事項
- (3) 総会で決する以外の規程の変更及び廃止に関する事項
- (4) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (5) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の配置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第45条の責任の免除
- 3 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。
- (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) その他業務遂行に必要な事項

(種類及び開催)

第48条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は毎月1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第39条第2項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき

(招集)

第49条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により開催日の2日前までに各理事、直前理事長及び監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第50条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

第51条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第52条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決にかかわることのできる理事の過半数をもって決する。

- 2 第1項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第53条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 理事会の開催日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

- 第54条 本会議所は、原則として毎月1回例会を開く。ただし、理事会の決議により変更することができる。
- 2 例会の運営については、理事会の議決によるものとする。

(委員会の設置)

- 第55条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議又は実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

- 第56条 委員会は、委員長1名、副委員長1名又は2名及び委員若干名をもって構成する。
- 2 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。
- 3 委員会に関するその他の事項は、別途規程に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

- 第57条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(会計原則並びに区分)

- 第58条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第59条 本会議所の事業計画及び収支予算については、各事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第60条 本会議所の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、理事長が事業報告及び会計書類並びにこれらの付属明細書（以下「会計書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、総会において承認を得るものとする。
- 2 本会議所は、前項の会計書類等が総会において承認を受けた場合には、遅滞なく貸借対照表を公告する。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか、本会議所の財産に繰り入れるものとする。

(財産の団体性)

- 第61条 本会議所の会員はその資格を喪失するに際し、本会議所の財産に対し、いかなる請求もすることができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第62条 本会議所が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得た上で、総会において総正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けをするときも、前項と同じ議決をしなければならない。

第8章 管 理

(事務局)

- 第63条 本会議所は、その事務を処理するために事務局を設置する。

(帳簿及び書類の備え付け)

- 第64条 事務局には、法令の定める帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- 2 正会員は前各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができ、理事長は正当な理由なくしてその閲覧を拒むことはできない。

第9章 情報の開示及び個人情報の保護

(情報の開示)

- 第65条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に開示するものとする。

- 2 情報開示に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

- 第66条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第67条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第68条 本定款は、総会において正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

- 第69条 本会議所は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第70条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号まで規定する事由によるほか、総会において総正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

- 第71条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

- 第72条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

- 第73条 本会議所は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 雑 則

- 第74条 本会議所は、本定款の運用を円滑にするために、総会の議決を経て諸規程を定めるほか、理事会の議決を経て、施行に関する規則等を定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は、桑沢和典とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日とその事業年度の末日とし、設立の登記の日をその事業年度の開始日とする。
- 4 本会議所設立期日に特例民法法人いわき石川青年会議所の会員であった者にかかる本会議所のへの入会金及び設立初年度の会費は、第14条の規定にかかわらず、納入義務を免除する。